

平和は平和からしか生まれない——信仰と憲法が導く未来

東京学生会・東京学生寮OB（勝浦教会）辻井篤生

戦後八〇年という節目の年にあたり、平和をテーマとした原稿の依頼を頂いた。このテーマについては、令和四年に刊行された「みちシリーズ別冊版③ 今、改めて御神願『世界真の平和』を願い奉る」の第三三頁に、「金光大神の信心から『世界真の平和』を考えると題してすでに執筆させていただいている。

そこで今回は、少し視点を変え、改めて金光大神の信心に根ざした平和観について考察してみたい。

平和の世紀に起きた戦争の連鎖

冷戦が終結し、二十一世紀は平和の時代へと希望と共に始まり、人類はようやく戦争の時代を終え、対話と協調の世紀を迎えるはずだった。しかし、何とその年にアメリカ同時

多発テロ事件が発生し、その後のアメリカによるアフガニスタン攻撃、イラク戦争と、世界は再び戦争の渦へと巻き込まれた。「平和の世紀」は、皮肉にも戦争と暴力の世紀として幕を開けた。そしてあろうことか、安全保障常任理事国であるロシアがウクライナに侵攻し、パレスチナ・ガザ地区を支配するハマスがイスラエルに奇襲攻撃を仕掛け、イスラエルもまた大がかりなガザ市中心部への地上作戦を強行した。この文章を書いている今も、不条理にも多くの命が奪われており、ガザ地区ではその多くが子どもたちである。

同じ自分の子である兄弟同士が殺し合う様子を、親である神様はどれほど嘆き、悲しんでおられるか。一刻も早く戦争をやめてほしい。

日本の防衛政策と世論の変化

こうした世界各地で戦争や武力衝突が相次ぐ中、かつて「平和国家」としての立場を堅持してきた日本は、今や防衛費の増額や軍事力の強化を「やむを得ない現実」として受け入れる空気に包まれつつある。国会では過去最大規模の防衛予算が承認され、敵基地攻撃能

力の保有や長距離ミサイルの配備など、従来の「専守防衛」の枠を超える政策が進められている。

メディアや世論も「抑止力の強化」「国民の安全確保」といった言葉を繰り返し、軍事力の増強は合理的な選択だとする、いわゆる「武力による平和」を求めている。また日本では、安全保障環境の変化を背景に、憲法九条の改正を支持する意見が増加傾向にある。

私の住む地方新聞の論説欄にも、署名記事ではあるが、自衛隊の存在を認め、憲法九条の改正が必要だとする記事が掲載された。

国際政治における最も根本的な逆説である「平和を壊すのも軍事力、平和を保つのも軍事力」という現実を理解している。もちろん、現在の安全保障環境において、直ちに自衛隊をなくすのは現実的ではない。しかし日本人の多くは、できるだけ武力を持たず、武力に頼らない平和を望んでいるのではないか。敵を想定し、不信と不安の上に成り立っている抑止力という平和よりも、信頼と安心に基づく「武力によらない平和」が実現できれば、それに勝るものはないと考えているのではないかと思う。後述するが、そして何よりも、武

力によって平和は望めないのである。

憲法九条の歴史的意義

憲法九条の理念は、大戦後に突然押しつけられたものではなく、世界の戦争廃絶と平和実現を目指した「戦争違法化」の流れに沿って登場したものである。世界人類は「聖戦」という宗教戦争の時代を経て、正しい戦争と間違った戦争に分けて戦争を防ごうとした「正戦論」を登場させた。その後、戦争は経済的に割に合わないとする経済的合理主義や、デモクラシーによる「非戦論」が現れた。

一九〇七年のポーター条約を皮切りに、一九一九年の国際連盟規約、一九二八年のパリ不戦条約など、武力行使を禁止する条約が結ばれた。パリ不戦条約はその一条に「締約国は、国際紛争解決のため戦争に訴えることを非とし、かつその相互関係において国家の政策の手段としての戦争を抛棄することを、その各自の人民の名において厳粛に宣言する。」とすでに憲法九条の原型とも言える理念が示されている。

この「戦争放棄」の思想は、第二次世界大戦を経て、一九四五年の国連憲章における「武力による威嚇または武力の行使」の原則的禁止へとつながった。憲法九条は、この国際的な流れの延長線上に位置し、国内外に多大な犠牲をもたらした戦争への深い反省から生まれたものである。とりわけ、二度と愚かな戦争を繰り返さないという「不戦の誓い」を明確に宣言した条文である。

こうして築かれた「武力不行使の原則」は、数々の悲劇的な戦争を経て、国際社会がむき出しの暴力に傾かぬよう、人類が悩み、苦しみ、努力を重ねながら地道に築いてきた、極めて貴重な財産である。憲法九条は、「武力によらない平和」の実現に向けた羅針盤であり、私たちはその方向性を決して見失ってはならない。

憲法九条改正の影響

もし憲法九条を改正し、自衛隊を明確に認めたなら、「武力によらない平和」への方向から逆行することになる。そして何よりも、周辺国を刺激し、不安を招き、アジア地域の緊張

はさらに高まり、安全保障環境は一層悪化するであろう。その結果、止めどもない軍拡競争を招き、軍事費の負担が国民生活を直撃し、国の財政もさらに悪化することは間違いない。

また、「憲法と現実が乖離しているから、現実には憲法を合わせるべきだ」という意見がある。しかし、そもそも法律は何のためにあるのか。現実には殺人事件が起きているからといって、その現実に合わせて刑法を改正するのであるのか。憲法九条は、その理念を直ちに実現させなければならないものではなく、「武力によらない平和」への方向性を指し示しているものである。軍隊をなぜ「自衛隊」と呼んでいるのか。それは、できるだけ軍事力を持たず、憲法九条の理念に近づけようと努力している結果であり、単なる整合性を合わせるための言葉の詭弁ではない。そもそも憲法とは、国の形であり、あるべき方向性に導く役割を持つものだと思う。

武力による平和の限界

武力で平和は築けない。それは、二十一世紀に入ってからのアフガニスタン、イラク、ウクライナ、ガザと戦争が続いている現実が物語っている。軍事力の増強は抑止ではなく挑発となり、対話の扉を閉ざしてきた。

もし武力で平和が守れるのなら、なぜ世界はこれほど多くの戦争に苦しんでいるのか。なぜ子どもたちは空爆の音に怯え、避難民は国境を越えて命をつなぐとしているのか。戦車やミサイルが国境を越えるたびに、人々の命と暮らしは踏みにじられてきた。軍事力は「抑止力」として語られるが、それがもたらすのは恐怖と緊張の連鎖であり、安心ではない。武力によって一時的な沈黙は得られても、心の平穏や信頼は決して築かれない。目先の国益を優先し、領土や資源を奪い合えば、生態系や環境を破壊し、確実に自らの首を絞めることになる。現在の戦争に勝者はなく、共生なくして共滅のみなのだ。現実を語っている、武力で平和は守れない。

それでもなお、「では、攻められたらどうするのか」という不安があることも理解できる。前にも述べたが直ちに自衛隊を解散するのも現実的ではない。憲法九条はそのまま、今

まで通り自衛隊は専守防衛に徹し、将来的には非軍事の災害救助隊や国際救助隊「サンダーバード」のような組織への改編が望ましい。

正戦論と自衛の論理の危うさ

では、どうすれば武力によらない平和へと向かうことができるのか。世界では、先に触れた正戦論を乗り越えられず、飽くなき争いを続けている。正戦論の「正しい戦争」と「間違った戦争」を誰がどう判断するのか。「自分たちの戦争は正義であり、相手の戦争は不正である」、これが「自分たちを守るためにやむなく戦う」「殺されるから殺す」との「自衛の論理」となる。この自衛の意識は必ず肥大化し、殺し殺される戦争へと繋がる。結局、根本のところは「自分たちは正しい、悪いのは奴らだ」という意識が戦争を支える「正義の戦争」の論理となり、自衛や正義の戦争の根本をなしている「『人を守るために命をかける』⇓『殺されるから殺す』』という「戦争の論理」に支えられ、人類は戦争の正当化をそれぞれの立場で主張し、延々と戦争を繰り返してきている。

ここで、ベルギーの歴史学者アンヌ・モレリの「戦争プロパガンダ 10 の法則」を紹介したい。

戦争プロパガンダの 10 の法則

一「われわれは戦争をしたくはない」

戦争を始める際に、常に自国が平和を望んでいると主張する。

二「しかし敵側が一方的に戦争を望んだ」

敵国の攻撃性を強調し、自国の行動を正当化する。

三「敵の指導者は悪魔のような人間だ」

敵の指導者を悪として描き、戦争の目的を正当化する。

四「われわれは領土や覇権のためではなく、偉大な使命のために戦う」

戦争の目的を高尚な使命にすり替える。

五「われわれも意図せざる犠牲を出すことがある。だが敵はわざと残虐行為におよんでい

る」

自国による犠牲を軽視し、敵の行為を非難する。

六「敵は卑劣な兵器や戦略を用いている」

敵の戦術を非人道的とし、自国の行動を正当化する。

七「われわれの受けた被害は小さく、敵に与えた被害は甚大」

自国の被害を過小評価し、敵に対する攻撃を正当化する。

八「芸術家も知識人も正義の戦いを支持している」

社会の著名人を利用して戦争を支持させる。

九「われわれの大義は神聖なものである」

戦争の目的を神聖視し、反対意見を抑圧する。

十「この正義に疑問を投げかける者は裏切り者である」

批判や反対意見を封じる。

これを見ると、まさに人類はいまだにこの戦争の論理を乗り越えられずにいる。これ乗り越え、世界真の平和を実現していくために、世界人類は金光大神の信心の平和観と生き方を必要としているのではないか。

金光大神の信心に基づく平和観と生き道

「戦争の論理」が「人を守るために命をかける」↓「殺されるから殺す」であるのに対し、「平和の論理」は「人を助けるために命をかける」↓「殺さない、殺されない、殺させない」である。ここで注意すべきは、「人を守るために命をかける」と「人を助けるために命をかける」は、似ているようで異なるということ。自衛隊の災害救助活動は、「人を助けるために命をかけている」。一方で、「人を守るために命をかける」は、「人を守るために人を殺す」という「殺されるから殺す」という戦争の論理へと繋がっている。

「人を殺す」と「人を助ける」、ここが「戦争の論理」と「平和の論理」の決定的な違いである。金光大神の信心に基づく平和の論理の根本は、「殺さない、殺されない、殺させな

い」である。

教祖金光大神様は、「犬猫まで敵をこしらえるな」、「心で人を殺すのが重大な罪」と教えられている。「目に見えて殺すのは、お上があつてそれぞれの仕置きにあうが、心で殺すのは神のおとがめがある」と仰るように、一般の倫理規範よりさらに厳しい態度を求められている。

金光大神の信心の平和観は、対立や排除の論理、人の犠牲の上に成り立っている平和ではなく、すべての一人ひとりの命が大切にされている平和である。私たちが日々行っている「お礼」「お詫び」「お願い」の信心を、私たち人間側から見るとは、神様の目から見ればどうかを常に意識して実践していく。天地万物すべてのものが、各々その本分を尽くして立ち行くことのできる、すべての一人ひとりの命が大切にされていく生き方、生き道である。

信仰に基づく平和の必要性と金光教人の使命

もとよりある政治勢力におもねたり、利害調整範囲の政治にとらわれることなく、利害得失を越え、特定のイデオロギーに惑わされず、人間の生の根源、根底を改めて問い直し、そのゆがみを正し、その狂いを整え、真実の生き方に導くことが神様より託された私たちの使命である。

政治や法律だけで求める平和は、結局「自分たちは正しい、悪いのは奴らだ」との論理に陥ってしまう。これを超え、ために真の平和への方向性を指し示していくのが信仰に基づく平和の必要性であり、金光教人の役割である。

戦後教団は「①二度と武器を持たない。②二度と戦争に協力しない。③一人ひとりの生活を通してご神願成就」の三点を掲げて再出発した。そのご神願とは毎日奉唱させて頂いている『神前拝詞』にあるとおり「世界真の平和」である。

その世界真の平和とは、

① 遠くにある理想や目的ではなく、人間生活の前提であり、手段である。と同時に平和は希有なるものであり、深く感謝しつつ、時々刻々と創り上げていくものである。

② ある特定の人や集団の平和ではなく、天地全体とすべての一人ひとりの平和である。

③ 表層的に平和を唱えるのではなく、私たち人間の心の奥に巣くう暴力性を自覚し、常に自らを正当化しようとする無礼を詫び、改まり、他者の痛みをわが痛みと感じつつ願い、行動するところにある、と考えている。

私たちは日々の信心実践を通して、「殺されるから殺す」のではなく、「殺されない」生き方、「殺させない」社会、文明の構築へと行動し、国家レベルでも憲法に願われている平和国家にふさわしい、武力に頼らない外交、調停、武装解除、難民救済、災害救助等々、いわゆる「国家の安全保障」から「人間の安全保障」と言われる平和構築を展開するよう求めていきたい。それこそが平和ブランド国家・日本の進むべき道だと思う。

現実には厳しいという。しかし、ロシアの人々やイスラエルの人々の中にも、「報復」ではなく「対話」を、「分断」ではなく「協調」を、「戦争」ではなく「平和」を求めている人がいる。そうした世界の平和を願う人々と連帯し、宗教や国境を越えて対話と協調の輪を広げていき、世界真の平和へと向かいたい。平和は平和からしか生まれないのである。

最後に、もう百年以上も前にデンマーク陸軍大将フリッツ・ホルムが考案した、戦争をなくせる法律として知られる「戦争絶滅請合法」を紹介して締めくくりたい。これができれば確実に戦争はなくせる。私も一宗教家として心得ておきたい。

戦争絶滅請合法案

戦争行為の開始後または宣戦布告の効力が生じた後、十時間以内に、以下の各項目いづれかに該当する者全員を最下級の兵卒として召集、最前線に一兵卒として送る。

第一に国家元首

第二に国家元首の男性親族で十六歳以上の者

第三に総理大臣、国務大臣、官僚のトップ

第四に国会議員（但し戦争に反対した議員は除く）

第五にキリスト教その他の高僧であって、公然と戦争に反対しなかった者